

WTO加盟後の中国

— 国際商事紛争処理(2)調停 —

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田幸雄

はじめに

前号で国際商事紛争が生じた場合の処理方法と実務上の問題点についての紹介を始め、第1回として裁判について述べた。今回は、調停について紹介する（詳細は、拙著『中国国際商事仲裁の実務』中央経済社、2004年を参照いただきたい。）。

1. 調停とは何か

調停とは、双方または多数当事者の間で生じた民事権益紛争につき、当事者の要請により、または法廷、群集調停組織が、和解が可能であると見なす場合、訴訟を減少させるため、法廷または群集調停組織が、取り持ち、説伏教育し、当事者を相互に了解させ、紛争を解決することである。

中国民事訴訟法において、調停を優先させる規定（第8章第85条～第91条）がある。一般に調停前置主義といわれるものである。

民事訴訟法第85条は、「人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思の原則に基づき、事実を明らかにし、是非を明らかにした上で、調停を行う。」と規定する。

この調停は、裁判官1名が主宰するか、または合議廷による（第86条）。この場合、法院は、関係単位および個人の協力を要請することができ、関

係単位および個人はこれに協力しなければならない（第87条）。調停が合意に達したときには、法院は調停書を作成し、裁判官および書記官が署名し、法院が押印し、当事者に送達され、法的効力を有することになる（第89条）。

調停によっても当事者が合意に達しないときには、人民法院は判決を下すことになる（第91条）。

2. 調停機関

この調停は、どこで行なわれるのか。

外国企業に最も知られているのが、中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調停中心である。同調停中心は、1987年に北京で設立された。中国全国の主要省市である江蘇、南京、天津、広東、遼寧、ハルビン、上海、四川、浦東、山東、浙江、武漢、廈門、重慶などに計34分会が設置されている。調停人として経済、貿易、金融、証券、投資、知的所有権、技術移転、不動産、工事請負、運送、保険など各分野の法律専門家55人（2003年8月現在）が登録されており、調停を行なう。

1999年末までに2,000件以上の調停事案受理がある。紛争当事者は30カ国・地域に及ぶ。同調停中心によると申し立てられた調停事件のうち80%以上が成功裏に解決されているという。

3. 調停手続

調停は、各調停機関の規則に基づいて行われる。ここでは、中国国際商会調停中心の調停規則に基づく手続について簡単に図示（図1）することと

する。また、調停費用基準は、表1のとおりである。なお、調停不調の場合には、仲裁または訴訟手続が行われる。

図1 調停手続の流れ

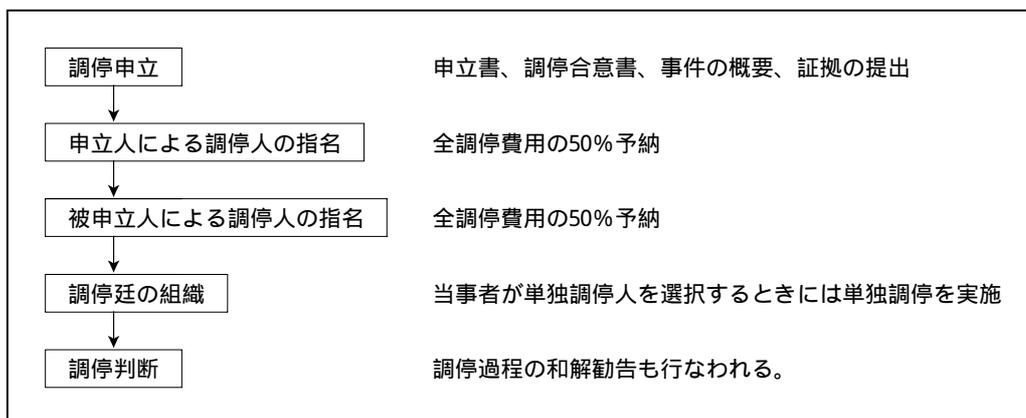


表1 事案受理費用徴収表

係争金額（人民幣）	調停費用（人民幣）
100,000元以下	係争金額の6 - 4%。最低1,500元以上
100,000元超500,000元以下	係争金額の4 - 2.5%
500,000元超1,000,000元以下	係争金額の2.5 - 1.75%
1,000,000元超5,000,000元以下	係争金額の1.75 - 1.0%
5,000,000元超10,000,000元以下	係争金額の1.0 - 0.75%
10,000,000元超50,000,000元以下	係争金額の0.75 - 0.5%
50,000,000元超	係争金額の0.5%

4. 仲裁過程における調停

中国の国際商事仲裁機関である「中国国際経済貿易仲裁委員会（以下、「CIETAC」という。）における仲裁の過程でも調停を優先させる規定がおかれている。

なぜ、仲裁手続の過程で調停を行うのか。これは、「中国の歴史的経験から“和をもって貴しとする” 処世観念がある。」（穆子砺『中国的涉外調停』中国涉外仲裁年刊、1997 - 1998年、33頁）からであると説明される。

CIETACにおける調停の過程で、いずれか一方の当事者が調停の終止を申し立て、または仲裁廷

が調停が成果を納める可能性がないと認めるときには、調停を停止しなければならない。調停が成功しない場合には、仲裁手続が行われることになる。この仲裁手続の過程では、いずれか一方の当事者もその後の仲裁手続、司法手続およびその他の如何なる手続においても、相手方当事者または仲裁廷が調停の過程において発表し、提出し、建議し、承認し、および受入れを望み、または否定したいかなる意見、観点または建議をその申立、答弁および/または反請求の根拠としてはならないとされている。